会 議 録

|  |  |
| --- | --- |
| 会 議 名 称 | 令和６年度  加古川市成年後見制度利用促進及び権利擁護制度検討委員会 |
| 開 催 日 時 | 令和７年３月17日（月）13時30分から15時まで |
| 開 催 場 所 | 加古川市役所　北館４階　大会議室 |
| 出 席 状 況 | ＜委員及びオブザーバー＞  12名  ＜事務局＞  高齢者・地域福祉課　：５名  障がい者支援課　　　：１名 |
| 委員会次第 | １ 開会  ２ 加古川市成年後見支援センターの取組について  ３ 事業計画（令和７年度　重点的に取り組むもの）について  ４ 意見交換  ５ 閉会 |
| 配 付 資 料 | 次第  加古川市成年後見制度利用促進及び権利擁護制度検討委員会名簿  １ 　　加古川市成年後見支援センター業務内容  ２－１ 成年後見支援センターの取組状況  ２－２ 成年後見支援センター相談件数等に関する資料  ３ 　　成年後見支援センター事業計画（案） |
| 主な意見等  閉　会 | ⇒親以外にも、自分の思いや意思、人権を尊重してくれる人がいるという事を知ることで、本人の将来への安心に繋がる。  ⇒国は市民後見人の養成を進め、県内１８市町で研修が実施されているが、受任率は約５％である。地域に応じた活動を検討し、権利擁護サポーターや支援事業を通じて活動を広げる。今後も継続的な養成支援を行う。  ⇒出張相談では、成年後見支援センター職員と地域包括支援センター職員が一緒に対応する事で市民に対する説明にも安心感があり、学びにもなる。  ⇒ひと昔前までは、銀行でお金が下ろせない場合、裁判所へ直接相談に来る方が多かったが、最近では成年後見支援センターの周知が広がり、身近な場所で支援が受けられる社会になってきている事はよい傾向である。  ⇒本人がどのような生活をしたいのか、今なぜこの状況で悩んでいるのかをまず本人から直接聞き取り、共有しながら進めていくことが大切である。その上で、支援が必要な場合は、仲間を集めて協力し合い、最終的に成年後見制度などの制度面でのサポートが必要であれば、そこに繋げていくことが重要だと感じている。  ⇒成年後見制度の活用だけでなく、身近に相談できる場として成年後見支援センターの周知は広がっている。障がい者本人や家族の不安に寄り添って話を聞いてもらっている実感がある。  ⇒病院で出前講座を開催した事で、病院の職員が成年後見支援センターを第一窓口として案内する事ができる。  ⇒出前講座は主に専門職向けに実施してきた。相談者の内訳を見ると、本人の割合が増えている。これは、専門職への周知を通じて、成年後見支援センターの案内が本人に伝わり、直接相談に来るケースが増えているためではないかと考えられる。  ⇒身寄りのない方が生前に何も手続きをしていない場合、埋葬する人がいないと、墓地埋葬法に基づき、最終的には市が対応することになる。しかし、それで本当に良いのかと考えることが大切である。社会全体で対応することで、どんな方でも亡くなる準備を整えることができるはずである。  ⇒死後事務委任契約の内容をしっかり確認し、何ができるのか、何ができないのかを明確にした上で、できないことがあれば、それを対応するためにどのような制度が必要なのかを考えて進めていくべきである。  ⇒医療同意、延命同意について、周囲の支援者が本人にとってどの選択肢が最善の策かを一緒に考えたケースがあった。今後も慎重に考えて行きたい。  ⇒身元保証の問題の背景には、身寄りがないことが大きな原因である。身元保証をしてくれる人がいないと、医療を受けられない、介護施設に入れないというのは、厚生労働省の指導により、認められていないことである。それにも関わらず、身元保証を求められ続けている現状があり、これに対応するのは、市が行うべき役割である。市が積極的に社会にアプローチしていく必要がある。  ⇒身元保証を詳しく考えると、亡くなった後の対応や金銭管理など、いくつかの制度は整ってきているが、まだ足りない部分もある。これらの足りない部分を調査・研究することで、終活支援事業にも繋がっていく。  ⇒任意後見制度については「人生の中で大きな出来事」が起こった時に、初めて検討する人が多い。例えば、入院時や退院時などである。その時に、本人や親族の立場から今後の予後について考えることが重要で、そのタイミングで強いアプローチができるかが制度利用に繋がるかにおいて鍵となる。  ⇒葬儀会社にアプローチするのはどうか。親族や友人の死を身近に感じた時が、終活を考えるきっかけになることが多い。そのタイミングで、アンテナが立ち、自分ごととして考えるようになる。このような時に特化したアプローチを検討できれば、より効果的に終活を促進できるのではないか。  ⇒専門家会議の「第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書」では、優先して取り組むべき事項として任意後見が挙げられている。死後事務委任契約や身元保証に関連して、任意後見に関しても、自分たちでできることがないかを検討する必要がある。また、市の福祉計画について、報告書の内容を踏まえて計画を進めていってほしい。  ⇒実際に活動している後見人が出前講座などを通じて、今後のことについて話すこともできる。実務者の経験談を共有することも、良い方法ではないか。  ⇒終活にセンターが関わることを考えると、「成年後見支援センター」という名前では、内容が合わない部分がある。後見人には葬祭を行う義務はない。将来的には、どのような流れになるかによって、名称を変更する可能性もある。終活事業は成年後見制度に関連しているが、少し異なるものである。 |